

8. 国土交通省

01. 社会資本整備総合交付金
02. 官民連携による成長戦略の推進
03. 地域公共交通確保維持改善事業
04. 総合的な交通体系の推進に関する調査
05. 「新しい公共」の担い手による地域づくり活動に対する非資金的支援に資するコンテンツ整備のためのモデル事業
(「新しい公共」の担い手による新たな地域づくりの一部)
06. 防災集団移転促進事業
07. 集落活性化推進事業
08. 住民参加型まちづくりファンド支援業務
09. 歴史的風致維持向上推進等調査
10. 離島体験滞在交流促進事業
11. 離島流通効率化事業
12. 高齢者等居住安定化推進事業
13. 民間活用型住宅セーフティネット整備推進事業
14. 住宅セーフティネット基盤強化推進事業
15. サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制
16. 長期優良住宅等推進環境整備事業

17. 鉄道施設緊急耐震対策事業
18. 環境対応車普及促進対策
19. 地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進
20. 自動車と家庭・業務の省CO₂・省エネルギー管理の一体的推進事業
21. 国際コンテナ戦略港湾における総合的な施策
22. 観光地域づくりプラットフォーム支援事業
23. 東北・北関東インバウンド再生緊急対策事業

国土交通省 1

施策名	社会資本整備総合交付金	予算額(百万円)	1,439,530
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援。		
対象者	都道府県、市町村		
対象事業	<p>○基幹事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 道路事業 2. 港湾事業（港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業） 3. 河川事業 4. 砂防事業 5. 地すべり対策事業 6. 急傾斜地崩壊対策事業 7. 下水道事業 8. その他総合的な治水事業 9. 海岸事業 10. 都市再生整備計画事業（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「都市再生法」という。）第46条第1項の都市再生整備計画（以下単に「都市再生整備計画」という。）に基づく事業等） 11. 広域連携事業（広域的域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号。以下「広域活性化法」という。）第5条第1項の広域的域活性化基盤整備計画（以下「広域活性化計画」という。）に基づく事業等） 12. 都市公園等事業 13. 市街地整備事業 14. 都市水環境整備事業 15. 地域住宅計画に基づく事業（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号。以下「地域住宅法」という。）第6条第1項の地域住宅計画（以下単に「地域住宅計画」という。）に基づく事業等） 16. 住環境整備事業 <p>○関連事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施する次に掲げる事業等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関連社会資本整備事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項各号（第14号及び当該社会資本総合整備計画に係る基幹事業が該当する号を除く。）に掲げる事業（維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業 2. 効果促進事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（次に掲げるものを除く。効果促進事業に係る事業費の合計額（都市再生法第47条の交付金、地域住宅法第7条の交付金又は広域活性化法第19条の交付金として社会資本整備総合交付金の交付を受け、提案事業（都市再生法第46条第2項第4号、地域住宅法第6条第2項第3号又は広域活性化法第5条第2項第4号の事業等をいう。）を実施する場合には、当該提案事業の事業費も合計した額）は、社会資本総合整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を目途とする。） イ 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等 ロ 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等 ハ レクリエーションに関する施設の整備事業 		
支援内容	○社会資本総合整備計画に位置づけられた全ての事業について、各事業の当該年度の事業費に事業毎に定められた国費率を掛けてた額を算出し、合計した額を超えない範囲で交付		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>○地方公共団体は、目標や目標実現のための事業等を記載した社会資本総合整備計画を作成し、国に提出。</p> <p>○国は、毎年度、当該計画に基づき交付額を算定して、交付金を交付。</p> <p>○計画期間の終了後は、各地方公共団体自ら事後評価を行って公表。</p>		
備考	—		
連絡先	国土交通省 大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室	TEL : 03-5253-8967 FAX : 03-5253-8968 URL : http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000132.html	

国土交通省 2

施策名	官民連携による成長戦略の推進	予算額(百万円)	568
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・「国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）」 ・「新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）」 ・「持続可能で活力ある国土・地域づくり（平成23年11月15日国土交通大臣発表）」 		
概要	<p>厳しい財政状況の中で民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の整備及び維持管理を着実に行うため、PFI法改正によって新たに導入された公共施設等運営事業をはじめとする先進的なPPP（官民連携）／PFI事業に係る具体的な案件の形成等を推進する。このため、検討課題を有する具体的な案件を題材として、新たな官民連携事業の導入等を目的とした以下の調査・検討や調査委託費の助成を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 官民連携事業の推進に関する検討調査 (2) 先導的官民連携支援事業 		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 官民連携事業の推進に関する検討調査 ○地方公共団体等（公共施設等の管理者である地方公共団体または公共施設等の整備等を行う独立行政法人、公共法人）及び民間事業者 (2) 先導的官民連携支援事業 ○地方公共団体等 		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 官民連携事業の推進に関する検討調査 ○官民連携事業のうち、国土交通省の所管する事業であって、新たな官民連携事業の導入にあたって検討課題を有する具体的な案件 (2) 先導的官民連携支援事業 ○官民連携事業のうち、国土交通省の所管する事業であって、先導的な事業例として位置付けられる事業の導入を検討する地方公共団体等が行う調査 		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 官民連携事業の推進に関する検討調査 ○新たな官民連携事業の導入にあたって検討課題を有する具体的な案件を、地方公共団体等及び民間事業者から、広く募集し、国土交通省において調査・検討を行う (2) 先導的官民連携支援事業 ○官民連携事業の検討のために、コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費（委託費）を補助 ○全額国費による定額補助 ○補助金の1件あたりの上限は2,000万円 		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ①官民連携事業の推進に関する検討調査 ○国土交通省が、国土交通省所管の新たな官民連携事業の導入にあたって検討課題を有する具体的な案件を広く募集（公募期間：（1次）平成24年3月12日～4月20日、（2次）8月～（予定））。 ○国土交通省が、有識者からなる第三者委員会の意見を踏まえ、検討の対象とする課題を選定。 ○国土交通省において官民連携の推進のために必要な調査・検討を実施。 ②先導的官民連携支援事業 ○国土交通省が、国土交通省所管の事業であって、先導的な事例として位置付けられる官民連携事業の導入を検討する地方公共団体等に対して、具体的な案件を公募（公募期間：（1次）平成24年3月12日～4月20日、（2次）8月～（予定））。 ○国土交通省が、外部有識者からなる第三者委員会の意見を踏まえ、補助対象事業を選定し、補助金の交付を行う。 		
備考	—		
連絡先	国土交通省 総合政策局 官民連携政策課	TEL： 03-5253-8981 FAX： 03-5253-1548 URL： http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/index.html	

国土交通省 3

施策名	地域公共交通確保維持改善事業	予算額(百万円)	30,578
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害(バリア)の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援する。		
対象者	協議会における議論を経た生活交通ネットワーク計画等に事業実施予定者として定められた交通事業者等		
対象事業	<p>a. 地域公共交通確保維持事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 存続が危機に瀕している生活交通のネットワークについて、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段であるバス交通、デマンド交通、離島航路・航空路の確保・維持のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画等に基づき実施される取組み。 <p>b. 地域公共交通バリア解消促進等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナル等のバリアフリー化 ・ バリアフリー化されたまちづくりの一環として、LRT、BRT、ICカードの導入等公共交通の利用環境改善 ・ 地域鉄道の安全性向上に資する設備整備 等 <p>c. 地域公共交通調査事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の公共交通の確保・維持・改善に資する調査 		
支援内容	<p>a. 地域公共交通確保維持事業</p> <p><補助率>1/2</p> <p>b. 地域公共交通バリア解消促進等事業</p> <p><補助率>1/3 等</p> <p>c. 地域公共交通調査事業</p> <p>地域公共交通の確保維持改善に係る計画の策定調査に要する経費</p> <p><補助率>定額(上限2000万円)</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>補助金を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>a. 地域公共交通確保維持事業</p> <p>事業開始に先立ち、協議会又は都道府県若しくは市町村は協議会での議論を経て、地域公共交通の確保維持の取組についての生活交通ネットワーク計画を策定し、運輸局等に認定を申請。</p> <p>国土交通大臣は、補助対象期間の開始前に当該計画の認定及び補助額の内定を行い、協議会等に通知。</p> <p>生活交通ネットワーク計画に事業実施予定者として定められた交通事業者等は、大臣の通知を受けて事業を実施した後、補助金の交付申請を行い、補助を受ける。</p> <p>b. 地域公共交通バリア解消促進等事業</p> <p>協議会は、地域公共交通のバリア解消促進等の取組についての生活交通ネットワーク計画を策定し、当該計画に事業実施予定者として定められた交通事業者等、当該計画とともに運輸局等に補助の申請を行い、補助を受ける。</p> <p>c. 地域公共交通調査事業</p> <p>協議会は、地域公共交通調査事業の実施に関する事項を記載した計画等を添えて、運輸局に補助の申請を行い、補助を受ける。</p>		
備考	—		
連絡先	国土交通省総合政策局	TEL : 03-5253-8396	
	公共交通政策部交通支援課	FAX : 03-5253-1513	
		URL : http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/index.html	

国土交通省 4

施 策 名	総合的な交通体系の推進に関する調査	予算額(百万円)	12
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概 要	<p>地域における円滑な移動の確保（地域モビリティ）に課題を持つ方々に対して、課題解決に向けた取り組みを進めるにあたって必要となる計画立案の方法や多様な主体の合意形成の方法、災害発生時のモビリティ確保への対応に向けた平常時からの取り組みといった知恵・ノウハウについて提供することにより、地域の取り組みを支援。</p> <p>合わせて、毎月一回メールマガジンを希望者に向けて発行しており、定期的な情報提供を実施することにより、地域の取り組みを支援。</p>		
対 象 者	都道府県、市町村、NPO等		
対象事業	<p>地域における円滑な移動の確保（地域モビリティ）に係る以下のニーズ等への情報提供を対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的に計画・実施するための基礎的な情報・ノウハウに係るニーズ ○ 地域モビリティ確保に向けた計画策定に関するノウハウに係るニーズ ○ 取り組み実現のプロセスにおいて複数の主体の合意形成に関するノウハウに係るニーズ ○ 災害発生後の地域モビリティ確保に向けた平常時からの取り組みに係るニーズ <p style="text-align: right;">等</p>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における円滑な移動の確保（地域モビリティ）に課題を持つ方々に対して、知恵・ノウハウについて提供することによる支援 ○ 希望者に対するメールマガジンによる定期的な情報提供による支援 		
変更のポイント	<p>災害発生後の地域のモビリティ確保に向けた平常時からの取り組み、緊急時の取り組みのあり方について内容を拡充した『地域モビリティ確保の知恵袋～災害時も考慮した「転ばぬ先の杖」～』を作成（H24.5末公表）</p>		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ○情報提供等を希望する場合、以下連絡先担当者へ電話により連絡。 ○定期的な情報提供（メールマガジン）については、以下URLにアクセスし購読の申し込みを実施（担当者への電話連絡でも可） 		
備 考	—		
連絡先	<p>国土交通省 TEL：03-5253-8795</p> <p>総合政策局 FAX：03-5253-1675</p> <p>参事官室（総合交通体系） URL：http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/index.html</p> <p style="text-align: right;">〔メールマガジン〕 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/seisakutokatsu_soukou.tk_000005.html</p>		

国土交通省 5

施策名	「新しい公共」の担い手による地域づくり活動に対する非資 金の支援に資するコンテンツ整備のためのモデル事業 (「新しい公共」の担い手による新たな地域づくりの一部)	予算額(百万円)	107の内数
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	国土形成計画、新成長戦略、新成長戦略実現2011		
概要	本事業では、コーディネート事業のうち、能力・経験・実績を有する機関と協力して実施する等、先進的・モデル的であり一過性でないものを全国各地から募集し、モデル事業とし実施する。「新しい公共」の活動環境整備の一環として、モデル事業の成果については広く周知し最終的には共有可能なコンテンツとして広く利活用可能な形で整理を行う。		
対象者	中間支援組織、民間企業、地域支援所管部門を有する地域金融機関、NPO法人その他団体、地域団体(各地方ブロックで1件程度) 各地方ブロック：北海道、東北、北陸、関東、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄		
対象事業	①応募主体の本拠地が所在する地方ブロック内で行う活動であること。②次のa～cに挙げる者のいずれかと協力して実施する事業であること。a 事業実施地域を主要な営業エリアに含む地域金融機関(地域金融機関の出資する財団法人、社団法人を含む)、b 事業実施地域と同一の地方ブロックに本拠地を持つ株式会社、社団法人、財団法人(aに掲げる者を除く)、c 事業実施地域の地方公共団体③応募時点で実施予定内容を具体的に、詳細に提案するものであるとともに、活動における成果目標を、具体的に設定していること。④地域課題の解決を目指した、「国土形成計画(全国計画)」(平成20年7月4日閣議決定)に掲げられた高齢者福祉、子育て支援、防犯・防災対策、居住環境整備、環境保全、国土基盤マネジメント、地域交通の確保などの分野における活動であること。⑤寄付金等を主要な資金源として無償の活動等を行う「ボランティア型活動」または活動費の一部を自らの事業で調達しようとする「事業型活動」であること。		
支援内容	モデル事業の1件あたりの上限は400万円とし、予算の範囲内で設定。また、国費の対象となるのは、主に①具体的活動の実践(セミナーやワークショップの実施、広報等)②ヒアリングやアンケート等を通じた課題や活動効果の把握・整理等であり、本事業を実施するための人件費、会議費、消耗品費や什器・情報通信機器等のリース料等の諸経費、専門家の意見聴取等に要する経費、通信費、印刷製本費等が対象となる。 また、以下のような経費は国費による措置の対象とならない。①国、都道府県により別途、補助金、委託費等が支給されている、または支給された取組に関する経費②恒久的な施設の設置、大規模な改修に係る費用、耐久消費財や用地取得費等調査の範囲に含まれ得ない経費③先進事例視察費④営利のみを目的とした活動と見なせるものに関する経費⑤一過性・単発のイベント等の実施に関する経費⑥活動の主たる部分を応募主体以外の者に委託する場合の経費⑦コーディネートの対象者への直接的な資金助成とみなされる経費等		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	募集期間は6月下旬～7月上旬(応募締切は7月上旬) ※正式な募集期間、応募申請書及び様式は、後日公表予定。		
備考	—		
連絡先	国土交通省 国土政策局 地方振興課	TEL : 03-5353-8404 FAX : 03-5253-1588 URL : http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/aratana-kou/page2400.html	

国土交通省 6

施策名	防災集団移転促進事業	予算額(百万円)	44
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律		
概要	災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、地方公共団体が行う集団移転促進事業に係る経費に対し一部補助を行う。		
対象者	集団移転促進事業を実施する市町村 (事業の規模が著しく大であることその他の事由により市町村が実施することが困難な事業については、当該市町村の申出により、都道府県が実施することができる。)		
対象事業	以下に掲げる経費に係る事業 ○ 住宅団地の用地の取得及び造成に要する経費（当該取得及び造成後に譲渡する場合を除く。） ○ 移転者の住宅団地における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に要する経費 ○ 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設その他の政令で定める公共施設の整備に要する経費 ○ 移転促進区域内の農地等の買取りに要する経費 ○ 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備で政令で定めるものに要する経費 ○ 移転者の住居の移転に対する補助に要する経費		
支援内容	補助率：3/4		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	補助を受ける主な手順は、以下のとおり。 ① 市町村が集団移転促進事業計画を作成、都道府県知事を経由し、国土交通大臣に提出。（当該都道府県知事は、当該計画についてその意見を国土交通大臣に申し出ることができる。） ② 国土交通大臣が当該計画に同意。 ③ 市町村（又は都道府県）が国土交通大臣に対し補助金の交付を申請。 ④ 国土交通大臣が当該申請に係る補助事業が適当であると認めた場合、補助金の交付を決定。 ⑤ 市町村（又は都道府県）が集団移転促進事業を実施し、事業完了後、事業実績報告書を国土交通大臣に提出。 ⑥ 国土交通大臣が補助事業の成果について調査し、補助金の交付の決定の内容等に適合すると認めた場合、補助金の額の確定及び支払い。		
備考	—		
連絡先	国土交通省 都市防災対策推進室	TEL：03-5253-8402 FAX：03-5253-1587 URL： http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/tobou/g7_1.html	

国土交通省 7

施策名	集落活性化推進事業	予算額(百万円)	340
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域において、定住人口の流出抑制及び交流人口の増加を目的として、市町村の創意工夫により、その所有する廃校舎等の既存公共施設(ストック)を再編し、ワンストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る事業に必要な施設整備を支援。</p>		
対象者	対象地域(離島、豪雪、山村、半島、過疎)を含む市町村 等		
対象事業	<p>地域住民への様々な公益サービス機能を維持確保するため、既存公共施設を再編し、ワンストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る事業の実施に必要な施設の整備及び当該施設整備と一体的に行われ、かつ、当該施設整備の前提となる調査等が対象。</p>		
支援内容	<p>上記の事業を実施する市町村に対して、補助金の交付により支援。 補助率は、1/2以内。なお、市町村がNPO等の行う当該施設整備と一体的な調査等に対して補助する場合は、市町村が補助する額の1/2以内。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助金の交付を受けようとする地方公共団体は、集落活性化推進事業費補助金交付要綱に示す様式を作成し、申請書を国土交通省に提出。</p>		
備考	—		
連絡先	国土交通省 国土政策局 地方振興課	TEL : 03-5253-8404 FAX : 03-5253-1588 URL : http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000021.html	

国土交通省 8

施策名	住民参加型まちづくりファンド支援業務	予算額(百万円)	200
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	民間都市開発の推進に関する特別措置法第4条第1項第6号		
概要	地域の資金を地縁により調達し、これを景観形成・観光振興等のまちづくりへ誘導するため、まちづくり活動への助成を行う住民参加型まちづくりファンド(公益信託、公益法人、市町村長が指定するNPO等の非営利法人又は地方公共団体が設置する基金)に対して、(財)民間都市開発推進機構が資金拠出による支援を実施。		
対象者	交付先：(財)民間都市開発推進機構 ※ (財)民間都市開発推進機構からの支援先は、住民参加型まちづくりファンド(公益信託、公益法人、市町村長指定のNPO等の非営利法人、都市再生整備推進法人として指定された会社のうち一定の要件を満たすもの又は地方公共団体設置の基金)		
対象事業	まちづくりファンドが行う民間による都市開発事業(まちづくり)への助成等が対象。 ○ 民間都市開発推進機構の拠出金が、まちづくりファンドとの間の契約等により、公共公益施設整備、修景施設整備等、民間都市開発事業(まちづくり)への助成等に充てられることが確実であること。 ○ 募集等により、住民・企業等からまちづくりファンドへの資金拠出が既に行われ、又は今後行われることが見込まれること。		
支援内容	(財)民間都市開発推進機構が、まちづくりファンドに対して資金拠出。 拠出金額は、次のうち、最も低い金額。 ○ 原則として2,000万円。ただし、まちづくりファンドの規模、助成等を考慮して必要と認められる場合には、5,000万円。 ○ まちづくりファンドに対する地方公共団体の拠出金額 ○ (財)民間都市開発推進機構が拠出した後のまちづくりファンドの総資産額の3分の1		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	支援を受ける手順は、以下のとおり。 ○ まちづくりファンドが、(財)民間都市開発推進機構へ応募 ○ (財)民間都市開発推進機構が、有識者からなる選定委員会による審査を経て、支援対象を選定 ○ (財)民間都市開発推進機構が、まちづくりファンドに対して資金拠出 ※ 今年度の募集案内(スケジュール等)については、決定次第、(財)民間都市開発推進機構のホームページにおいて公表。		
備考	—		
連絡先	国土交通省 まちづくり推進課 都市開発金融支援室	TEL : 03-5253-8127 FAX : 03-5253-1589 URL : http://www.minto.or.jp/fand.htm (財)民間都市開発推進機構のホームページ	

国土交通省 9

施策名	歴史的風致維持向上推進等調査	予算額(百万円)	103
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	<p>良好な景観や歴史的まち並みの形成における資金面、人材面、制度面等の共通課題に対応した取組の提案の募集を行い、応募された提案の中から優れたものを選定し、提案の応募者へ調査を委託する。取組を実施した調査の成果を、全国に広めることによって、地域における良好な景観の形成や歴史的風致の維持及び向上の推進を図る。</p>		
対象者	<p>[応募主体] <input type="radio"/> 地方公共団体 <input type="radio"/> 地方公共団体を構成員に含む団体（協議会等） <input type="radio"/> 歴史的風致維持向上支援法人、景観整備機構又はその他の地域活性化に取り組む団体（提案について地方公共団体の推薦が必要）</p>		
対象事業	<p>[募集内容] ①特定の共通課題（下記の課題）に対する取組の提案 　○民間資金の導入による町家等の歴史的建造物の修理・活用等の促進 　○広域的な歴史まちづくりの専門家組織の育成 ②その他共通課題の提案とそれに対する取組の提案 ※上記①に記載されたもの以外の良好な景観や歴史的まち並みの形成における共通課題の提案とそれに対応する取組の提案を募集します。</p>		
支援内容	<p>[調査経費] 1件あたりの上限額は900万円程度 [採択件数] 予算の範囲内で採択 [調査期間] 契約締結時～平成25年3月上旬</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>①国土交通省都市局が共通課題に対応した取組の提案を募集 (募集開始 平成24年3月12日) ②応募団体が応募書類を提出 (応募書類提出期間 平成24年4月4日(水)～4月12日(木) 17:00迄) ③有識者で構成される評価委員会の評価を踏まえ選定し、応募団体へ選定結果を通知 (評価委員会の開催 4月下旬、選定結果の通知 5月中旬) ④国土交通省都市局と選定された応募団体が委託契約を締結し、調査を実施 (契約の締結 6月以降、調査期間 契約締結時～平成25年3月上旬)</p>		
備考	—		
連絡先	<p>国土交通省 TEL : 03-5253-8954 都市局公園緑地・景観課 FAX : 03-5253-1593 景観・歴史文化環境整備室 URL : http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10_hh_000090.html</p>		

国土交通省 10

施策名	離島体験滞在交流促進事業	予算額(百万円)	178
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	離島振興法第7条第4項、離島振興法施行令第3条第1号		
概要	<p>現行の離島振興法では、本土との「後進性の除去」に加えて、地域の自立的発展を促進することが目的条項に規定されるとともに、地域における創意工夫を生かしたソフト事業に対する補助や、離島らしさを生かした広汎な地域交流を推進するために必要な配慮等の規定が設けられたことを受けて、平成15年度に創設したもので、体験事業等の実施による交流の促進に必要な施設の整備、それら体験事業等の活用プログラムの作成交流のための各種事業を支援し、実情に応じた離島地域の活性化を図るものである。</p>		
対象者	<p>交付先：都道府県 ※都道府県からの交付先は、離島振興対策実施地域をその区域に含む市町村。</p>		
対象事業	<p>○ 施設整備事業： 離島自らの創意工夫による自立的発展の促進、離島の地理的および自然的特性を生かした国内および国外の地域との交流（産業の振興、教育及び文化の振興又は観光の開発に資するものに限る。）のための施設の整備に関する事業 ○ 活用プログラム作成等事業（原則として施設整備事業と一体として行うもの）： 地域が自立的発展をするために行う各種プログラムの作成及び人材育成に関する事業 ○ 交流事業（原則として施設整備事業と一体として行うもの）： 島の特性を生かした経済的、文化的諸活動を通じて、離島と他地域との交流の活性化を図る事業 ○ 離島振興施設の耐震化・バリアフリー化推進事業： 過去に整備した離島振興施設の耐震化、バリアフリー化を推進する事業</p>		
支援内容	<p>○ 補助率： 1/2以下。 ○ 補助額： 8,500千円～（年間） ○ 支給対象期間： 2年以内（交流事業のみ1年）。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 補助金の交付を受けようとする都道府県は、対象事業を開始する14日前までに、離島体験滞在交流促進事業計画書を作成・添付して、申請書を国土交通大臣に提出。 ② 国土交通省は適当と認められる事業に交付を決定し、申請都道府県に通知。 ③ 都道府県は、市町村から提出された事業計画を自らの離島振興計画に基づいて承認。 ④ 交付決定を受けた都道府県は、当該事業完了後1ヶ月以内に実績を国土交通大臣に報告。 ⑤ 国土交通省は、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付額を確定し、都道府県に通知。 ⑥ 支払を受けようとする都道府県は、官署支出官（国土交通省大臣官房会計課長）に請求書を送付。 		
備考	—		
連絡先	国土交通省 国土政策局 離島振興課	TEL：03-5253-8421 FAX：03-5253-1594 URL：	

国土交通省 1 1

施策名	離島流通効率化事業	予算額(百万円)	500
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	地方財政法第16条		
概要	島内産業の振興により定住を促進するため、海上輸送、保管、荷さばき、流通加工の過程で、離島の流通効率化に効果のある施設整備（改築等を含む。）又は機材導入を行う団体に対し、国が必要な予算を支援。		
対象者	交付先：地方公共団体 (1) 離島振興対策実施地域をその区域に含む都道県 (2) 離島振興対策実施地域をその区域に含む市町村 （当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。） (3) (2)の市町村を經由して民間団体 （農業協同組合、漁業協同組合、生産組合、森林組合など。単独又は共同でも可）		
対象事業	海上輸送、保管、荷さばき、流通加工の過程で流通の効率化に効果のある以下の施設の整備（改築等含む。）又は機材の導入を行う事業を対象とする。 (1) 普通倉庫、冷蔵倉庫、荷さばき施設、加工場その他これらに類する施設 (2) コンテナ（冷凍、冷蔵含む。）、荷役機材、冷凍庫、冷蔵庫その他これらに類する機材 (3) 付属設備		
支援内容	国は予算の範囲内において、事業対象者が効率化計画に基づいて行う本事業に要する経費につき、その1/2以内を都道県又は市町村に交付するものとする。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	補助金を受ける手順は以下のとおり。 ①事業実施主体である都道県又は市町村が、流通効率化計画を作成。 ②事業実施主体が民間団体の場合は、流通効率化協議会を組織し、市町村が主体となり、流通効率化計画を作成。 ③都道県又は市町村が、流通効率化計画を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣が内容を審査し、承認。 ④都道県又は市町村は、流通効率化計画に基づき、補助金を交付申請。 ⑤国土交通大臣は、採択基準に基づき、補助金の交付額を決定し、都道県又は市町村に通知。 ⑥都道県又は市町村は、補助事業が完了したときは、国土交通大臣に補助事業の実績を報告。 ⑦国土交通大臣は、実績報告に基づき補助金の額を確定後、都道県又は市町村に通知し、補助金を支払う。		
備考	—		
連絡先	国土交通省 国土政策局 離島振興課	TEL : 03-5253-8421 FAX : 03-5253-1594 URL :	

国土交通省 1 2

施策名	高齢者等居住安定化推進事業	予算額(百万円)	35,500
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>高齢者等居住安定化推進事業は、高齢者、障害者及び子育て世帯が安心して生活することができる住まい及び住環境を整備することにより、高齢者、障害者及び子育て世帯の居住の安定確保を推進することを目的として、サービス付き高齢者向け住宅の整備事業や先導的な高齢者等向けの住まいづくり・まちづくりに関する事業等に対し、予算の範囲内において、国が事業の実施に要する費用の一部を補助を行う。</p>		
対象者	<p>下欄の対象事業を行おうとする者 <対象者の例> ○ 高齢者等向けの賃貸住宅、高齢者生活支援施設等の整備を行う者 ○ 高齢者向けの生活支援・介護サービス、子育て支援サービス等を提供する者 (民間事業者、社会福祉法人、医療法人等) 等</p>		
対象事業	<p>○サービス付き高齢者向け住宅整備事業 高齢者住まい法の改正により創設されたサービス付き高齢者向け住宅を整備する事業</p> <p>○高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業 先導的な高齢者等向けの住まいづくり・まちづくりに関する事業 (住宅・高齢者等の居住の安定確保に資する施設の新築・改修、技術の検証、情報提供・普及啓発) 等</p> <p>※それぞれの事業において、別途要件あり。</p>		
支援内容	<p>補助率(限度額)は以下のとおり。</p> <p>○サービス付き高齢者向け住宅整備事業 新築:1/10、改修1/3(住宅:100万円/戸、施設:1,000万円/施設)</p> <p>○高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業 新築:住宅共用部分整備費、加齢対応構造整備費及び高齢者生活支援施設整備費の合計の2/3 改修:高齢者向け優良賃貸住宅及び高齢者生活支援施設の改修に要する工事費の2/3 等</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	別途、ホームページ等でお知らせします。		
備考	—		
連絡先	国土交通省 住宅局安心居住推進課	TEL : 03-5253-8952 FAX : 03-5253-8140 URL : http://www.koreisha.jp/service/ http://www.iog-model.jp/	

国土交通省 13

施策名	民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業	予算額(百万円)	10,000
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	既存の民間賃貸住宅の質の向上を図るとともに空家を有効に活用することにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るとともに、災害時には機動的な公的利用を可能とする環境を構築する。		
対象者	民間事業者等		
対象事業	<p>次の(1)に該当する既存住宅のリフォームに要する費用のうち、(2)に該当する費用を国が直接補助する。</p> <p>(1) 補助対象となる住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸住宅の管理の期間が10年以上であること ・ 災害時における被災者の利用に関する協定を地方公共団体等と締結するものであること ・ 改修工事完了後の最初の入居者は、子育て世帯、高齢者世帯等の住宅確保要配慮者とするとともに、その後も住宅確保要配慮者の入居を拒まないこと ・ 適切な管理が行われるものであること 等 <p>(2) 補助対象工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加齢対応構造等(省エネ改修工事を含む。) ・ 共用部分に係る改修工事(耐震改修、省エネルギー改修又はバリアフリー改修のいずれかを含む改修工事に限る。) 		
支援内容	補助率：1/3、補助限度額：100万円/戸		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	HP等にて手続きを周知。		
備考	—		
連絡先	国土交通省 住宅局住宅総合整備課	TEL：03-5253-8506 FAX：03-5253-1628 URL：	

国土交通省 14

施 策 名	住宅セーフティネット基盤強化推進事業	予算額(百万円)	700
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概 要	賃貸住宅関連紛争に係る処理の円滑化、居住支援協議会の活用の促進等を図ることにより、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの基盤強化を図る。		
対 象 者	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会、民間事業者等		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ○既存賃貸住宅活用に係る地域ネットワークの形成・活用促進事業 ○家賃債務保証業等の適正化支援 ○賃貸住宅関連紛争に係る紛争処理円滑化支援 ○居住支援協議会活動支援 ○改正高齢者住まい法の普及促進事業 		
支援内容	定額補助		
変更のポイント	—		
支援手続 スケジュール (予定でも可)	各事業ごと、HP等にて手続きを周知。		
備 考	—		
連絡先	国土交通省 住宅局住宅総合整備課	TEL : 03-5253-8506 FAX : 03-5253-1628 URL :	

国土交通省 15

施策名	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制		予算額(百万円)	—
			区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	租税特別措置法 第14条1項 第47条第1項 第68条の34第1項 地方税法 附則第11条14項 附則第15条の8第4項			
概要	サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、所得税・法人税に係る割増償却、固定資産税の減額、不動産取得税の軽減措置を講じる			
対象者	サービス付き高齢者向け住宅を新築等した者			
対象事業	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅であって、以下の要件を満たすものの新築等を行い、賃貸する事業			
支援内容	<p>サービス付き高齢者向け住宅について平成25年3月31日まで、次のとおり特例措置を講じる。</p> <p>○所得税・法人税 5年間割増償却 40% (耐用年数35年未満28%) 床面積要件：25㎡/戸 (専用部分のみ) 戸数要件：10戸以上</p> <p>○固定資産税 5年間 税額を2/3軽減 床面積要件：30㎡/戸 (共用部分含む) 戸数要件：5戸以上 補助受給要件：国又は地方公共団体からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること</p> <p>○不動産取得税 家屋 課税標準から1200万円控除/戸 土地 家屋の床面積の2倍にあたる土地面積相当分の価額等を減額 床面積要件：30㎡/戸 (共用部分含む) 戸数要件：5戸以上 補助受給要件：国又は地方公共団体からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること</p>			
変更のポイント	—			
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>①サービス付き高齢者向け住宅の建設 ②サービス付き高齢者向け住宅の登録を受ける (※①と②は逆順でも可) ③</p> <p>○所得税・法人税 賃貸の用に供した年の確定申告の際に、必要書類 (登録の通知等予定) を提出し、税額の還付を受ける。</p> <p>○固定資産税・不動産取得税 サービス付き高齢者向け住宅の新築又は建築後使用されたことのないものの取得の年に、各自治体の条例等の定めにより必要書類を提出し、税額の控除を受ける。</p>			
備考	—			
連絡先	国土交通省 住宅局安心居住推進課	TEL：03-5253-8952 FAX：03-5253-8140 URL： http://www.satsuki-jutaku.jp/doc/system_taxbreak_01.pdf		

国土交通省 16

施策名	長期優良住宅等推進環境整備事業	予算額(百万円)	200
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	長期優良住宅等を推進する環境整備のための担い手の育成、ビジネスモデルの構築を図るため、住み替え等の推進及び良好な居住環境の整備を推進する住民組織・NPO等への助成を行う。		
対象者	NPO法人等		
対象事業	<p>① 良好な居住環境形成に向けた建築協定の活用・運営を行う事業</p> <p>② 良好な居住環境形成に向けた地域住民等による建築デザインの誘導を行う事業</p> <p>③ 住替え・二地域居住を推進するための住宅の再生、流通の促進等を行う事業、又は、これを支援するための関係情報の一元的な集約・提供を行う事業若しくは地方公共団体、民間事業者等からなる協議会が実施する相談等の事業</p> <p>④ ①から③までに掲げる事業の実施のために必要な調査研究等の事業、これらの成果に関する情報提供に関する事業又はマニュアルの作成等事業の一般化・普及・啓発のための事業</p>		
支援内容	定額補助		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>平成24年5月9日より事業の提案の募集の開始</p> <p>6月上旬募集の締め切り</p> <p>6月下旬から7月中旬に支援対象団体の決定</p>		
備考	—		
連絡先	<p>国土交通省</p> <p>住宅局市街地建築課 TEL : 03-5253-8515 FAX : 03-5253-1631</p> <p>住宅局住宅総合整備課住環境整備室 TEL : 03-5253-8508 FAX : 03-5253-1628</p> <p>URL :</p>		

国土交通省 17

施策名	鉄道施設緊急耐震対策事業	予算額(百万円)	300
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	東日本大震災の被害を踏まえ、東海・東南海・南海地震の3連動地震や首都直下地震の想定地域において、橋りょう・高架橋の耐震対策の費用の一部を補助することにより、一層の耐震対策の推進を図る。		
対象者	鉄軌道事業者（JR東日本、JR東海、JR西日本を除く）		
対象事業	東海地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、首都直下地震影響地域（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）において、緊急輸送道路と交差又は並走する橋りょう、高架橋の耐震対策を行う事業。		
支援内容	補助対象経費の1/3（地方公共団体の補助する額以内）		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○随時 補助対象事業者から、国土交通省へ要望 ○4月以降 補助対象事業者から、国土交通省へ補助金の交付申請 ○4月以降 国土交通省から、補助対象事業者へ交付決定 		
備考	—		
連絡先	国土交通省 鉄道局 施設課	TEL : 03-5253-8554 FAX : 03-5253-1634 URL :	

国土交通省 18

施策名	環境対応車普及促進対策	予算額(百万円)	774
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概要	自動車分野における地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進する上で、自動車運送事業者の環境対策の促進を図ることが重要であることから、中小企業等が多く占める自動車運送事業者の次世代自動車の導入を地方公共団体等と協調して支援する。		
対象者	自動車運送事業者等		
対象事業	自動車運送事業者等が行うCNGバス・トラック、ハイブリッドバス・トラックの新規導入及び使用過程車のCNGへの改造 ※地方公共団体等から協調して補助を受けることが要件		
支援内容	対象事業を行う場合、通常車両価格との差額（若しくは改造費）の1/3以内（※）又は車両本体価格の1/4以内のいずれか低い額を補助 ※経年車の廃車を伴う新車購入の場合は、通常車両価格との差額の1/2以内又は車両本体価格の1/4以内のいずれか低い額を補助		
変更のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者の補助率優遇からスクラップインセンティブへ ・電気自動車を地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進事業へ一本化 		
支援手続スケジュール (予定でも可)	9月1日～9月30日までの間、地方運輸局及び運輸支局において、補助金交付予定枠の申込みを受け付け、交付予定枠の内定通知を行う。交付予定枠の内定を受けた者は、補助金交付申請を行う。（予定）		
備考	—		
連絡先	国土交通省 環境政策課	TEL : 03-5253-8604 FAX : 03-5253-1636 URL : http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha.tk1.000003.html	

国土交通省 19

施策名	地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進	予算額(百万円)	206
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	環境性能が時に優れた電気自動車の普及を図るため、他の地域や事業者による電気自動車の集中的導入を誘発・促進するような地域・事業者間連携等による先駆的取り組みにより、バス、タクシー及びトラックの電気自動車の導入事業を行う自動車運送事業者等を重点的に支援する。		
対象者	自動車運送事業者等		
対象事業	自動車運送事業者等が行う電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む）及び充電施設の導入		
支援内容	〈電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む）の導入補助〉 バス：車両本体価格の1/2 タクシー・トラック：車両本体価格の1/3 〈充電施設の導入補助〉 バス：導入費用の1/2 タクシー・トラック：導入費用の1/3		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	4月17日～5月25日の間に事業計画書の公募を受け付け、外部有識者からなる選定委員会において事業計画の認定を行う。事業計画の認定を受けた者は、補助金交付申請を行う。		
備考	—		
連絡先	国土交通省 環境政策課	TEL：03-5253-8604 FAX：03-5253-1636 URL： http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000020.html	

国土交通省 20

施策名	自動車と家庭・業務の省CO2・省エネルギー管理の一体的推進事業	予算額(百万円)	42
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	新成長戦略「<<21世紀日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト>>強みを活かす成長分野「2. 環境未来都市構想」「次世代自動車を組み合わせた都市のエネルギーマネジメントシステムの構築」」		
概要	情報通信技術を活用して自動車のエネルギー消費と家庭・業務のエネルギー消費を一体的に管理する省エネシステムの開発等を支援することで、EV等（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、超小型モビリティ）の普及や自動車と家庭・業務の合理的な省CO2・省エネ対策を一体的に推進する。（先導的事業の補助）		
対象者	自動車と家庭内のエネルギー消費を統合的に管理するシステムの開発・検証を行う製造事業者等		
対象事業	<p>家庭・業務部門との連携による自動車部門のエネルギー管理技術の分野において、特に実現性・効果に優れ、先導性の高い開発・検証事業であって、下記のいずれか、またはその組み合わせによるプロジェクト。</p> <p><車載蓄電池の有効活用></p> <p>①EV等の蓄電池の走行以外への有効活用</p> <p>②電力ロスの最小化、蓄電池の耐久性の確保</p> <p>③家庭等における容易な省エネ管理（エコドライブ）の実現</p> <p><住宅等との連携によるEV等の普及促進></p> <p>④複数車種・台数の省エネの一体管理</p> <p>⑤EV等の使いやすさ向上（航続距離の確認等）</p>		
支援内容	自動車と家庭内のエネルギー消費を統合的に管理するシステムの開発・検証を行う者に対し、開発及び実証に係る費用の1/3を補助。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	上記の事業について公募を行い、評価委員会による評価を行った上で、補助対象のプロジェクトを選定する予定。		
備考	—		
連絡先	国土交通省 自動車局環境政策課	TEL : 03-5253-8604 FAX : 03-5253-1636 URL :	

国土交通省 2 1

施策名	国際コンテナ戦略港湾における総合的な施策	予算額(百万円)	35,887
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>釜山港等アジア諸国の港湾との国際的な競争がますます激化する中、世界各地との間で、国民生活や産業活動に必要な物資や製品を低コストでスピーディーかつ多頻度で確実に輸送できるネットワークを構築するとともに、アジア諸国・世界の成長を取り込み、我が国の成長に結びつけ、「強い経済」を実現し元気な日本を復活させるため、「選択と集中」の考え方のもと選定された国際コンテナ戦略港湾(阪神港・京浜港)において、ハブ機能を強化するためのインフラ整備と貨物集約等の総合的な対策を推進。</p>		
対象者	<p>港湾管理者、事業者、直轄事業</p>		
対象事業	<p>①ハブ機能を強化するためのインフラの整備 ②フィーダー輸送による貨物集約への支援等</p>		
支援内容	<p>①国際コンテナ戦略港湾のハブ機能を強化するため、釜山港等アジア諸港に比肩しうる仕様(水深・広さ)を有するコンテナターミナルの整備を推進する。 ② 地方の港湾で取り扱われるコンテナ貨物には、釜山港等アジア主要港でトランシップ(中継)され、欧米等の最終仕向地へ輸送されるものが多い。我が国への基幹航路の就航の維持・拡大を図るため、これらのコンテナ貨物がフィーダー輸送により国際コンテナ戦略港湾に集約され、積み替えられて、最終仕向地へ輸送される環境を整備する。 また、我が国発着貨物を民間企業や港湾管理者との協働のもと、国際コンテナ戦略港湾に集約し、積み替えを行う物流構造に転換する。具体的には、国際コンテナ戦略港湾へのフィーダー機能の抜本的な強化を図るべく、新規に内航航路や鉄道ダイヤを立ち上げ、広域からの貨物集約を進める。 等</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	—		
備考	—		
連絡先	<p>国土交通省港湾局港湾経済課 TEL : 03-5253-8629 FAX : 03-5253-8937 URL :</p>		

国土交通省 2 2

施策名	観光地域づくりプラットフォーム支援事業	予算額(百万円)	246
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	様々な滞在型観光の取組みを推進し、市場との窓口機能等を担う「観光地域づくりプラットフォーム」の形成を促進しつつ、着地型旅行商品の企画・販売、人材育成等の取組を支援。		
対象者	(1) 設立準備段階 観光圏整備法に基づく協議会 (2) 運営初期段階 法人格を有する「観光地域づくりプラットフォーム」		
対象事業	(1) 設立準備段階(1カ年) 観光圏において、「観光地域づくりプラットフォーム」が着地型旅行商品の販売等を行うワンストップ窓口として持続的に機能していくための事業計画の策定に対する補助 ・補助対象事業：計画策定(ワークショップ開催等) (2) 運営初期段階(原則2カ年) 認定を受けた観光圏整備実施計画に基づき「観光地域づくりプラットフォーム」が実施する事業に対する補助 ・補助対象事業：商品企画開発・販売促進、体験・交流・学習促進、人材育成、情報提供、宿泊魅力向上、イベント開発、交通整備、モニタリング調査		
支援内容	(1) 設立準備段階(1カ年) 補助額：上限500万円 (2) 運営初期段階(原則2カ年) 補助額：事業費の4割		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	2月3日から2月17日まで公募を行い、第三者委員会における応募案件の事業評価を踏まえ、4月6日に補助採択		
備考	—		
連絡先	国土交通省(観光庁) 観光地域振興部観光地域振興課	TEL : 03-5253-8327 FAX : 03-5253-8930 URL : http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankocho/platform.html	

国土交通省 2 3

施策名	東北・北関東インバウンド再生緊急対策事業	予算額(百万円)	624
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	被災3県訪問外国人に対する査証代免除措置(2011年11月より5年間)を契機に、震災後の外国人旅行者の落ち込みが大きい東北及び北関東の訪日需要の回復のため、海外主要市場における風評被害の払拭と当該地域の観光復興のPR等の緊急対策を実施する。		
対象者	直轄事業		
対象事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商談会・観光キャラバン 2. 海外現地旅行会社／メディア招請 3. 「東北・北関東ガイドブック」の作成 4. 外国人旅行者による訪日観光の安全・安心及び魅力発信事業 5. 外国人旅行者によるSNS等を活用した情報発信の効果検証調査 		
支援内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 在外公館等と連携し、東北・北関東の地方自治体や観光事業者等が、「安全・安心」に関する情報の発信とともに、海外の主要市場において現地旅行会社等と直接商談できる場(商談会)や海外消費者へ直接に観光復興をPRする場(観光キャラバン)を開催。 2. 1.の商談会等を受けて、東北・北関東を含む訪日商品造成に関心をもった旅行会社、当該地域の取材を検討する海外メディアを招請。訪日商品の造成と記事掲載へつなげる。 3. 海外主要市場のガイドブックと連携し、「東北・北関東」に特化し、①当該地域の安全・安心情報(HPと連動させ、安全・安心情報は常に更新される)と②当該地域の特に優れた観光地や施設等のみを掲載したガイドブックを制作し、外国人の当該地域への訪問を促進。 4. 訪日した外国人に対する協力民間事業者等による特典の付与や優れた発信に対する表彰等により、訪日及び発信意欲を喚起。 5. 上記事業により訪日した外国人がSNS等を活用して行った情報発信の効果について検証を行い、今後の訪日プロモーションにおける、SNS等の安全で効果的な活用方針に反映。 		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商談会・観光キャラバンへの出展募集 <ul style="list-style-type: none"> ○対象市場 : 中国・韓国・台湾・香港・タイ・シンガポール・米国 ○募集時期 : 中国(北京・香港)5月～ <li style="padding-left: 20px;">その他市場も随時募集 		
備考	—		
連絡先	観光庁 国際交流推進課	TEL : 03-5253-8922 FAX : 03-5253-1563 URL :	